

災害時に必要な資機材の調達に関する協定書

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な細部の手続き及びこの協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、吉野川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給及び運搬を要請するものとする。

（調達資機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設ハウス、暖房機器、冷却機器、その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（要請の方法等）

第3条 第1条の規定による要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたすことのないよう日頃から点検及び改善に努めるものとする。

3 資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取りをするものとする。

4 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を貸借するものとする。

（資機材の運搬等）

第4条 資機材の運搬は乙が行うものとする。この場合において、甲は、乙が資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（貸借料）

第5条 貸借料（次項に規定する損害保険に関する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

3 資機材が紛失した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

（貸借料の支払）

第6条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の貸借料を支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

平成 26年 2月 29日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地

吉野川市長 川真田 哲哉



乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17号

株式会社 ナガワ

代表取締役社長

高橋 修

